

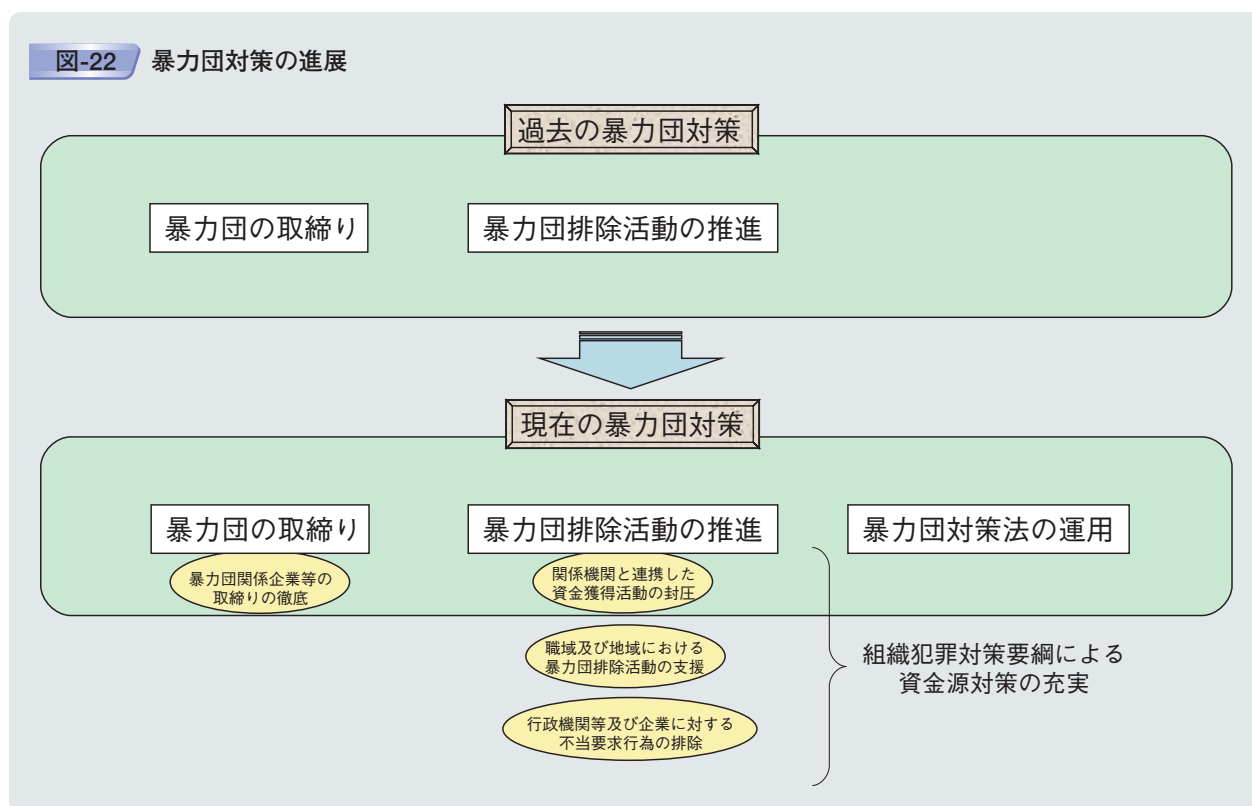
### 第3節 暴力団の資金獲得活動との対決

## 1 資金源対策の推進

### (1) 現在の資金源対策の方向性

暴力団対策法の施行前における警察の暴力団対策は、暴力団の取締りと暴力団排除活動の推進による総合対策を基本としていたが、暴力団対策法の施行後には、新たに暴力団対策法の運用を加えた三本柱の総合対策を推進することとし、暴力団対策の拡大・強化を図ってきた。とりわけ資金源対策については、平成16年10月に警察庁が策定した組織犯罪対策要綱により、暴力団関係企業等に対する取締りの徹底を図ることとしたほか、関係機関と連携した資金獲得活動の封圧、職域及び地域における暴力団排除活動の支援、行政機関等及び企業に対する不当要求行為の排除といった視点で暴力団排除活動を推進するなどし、資金源対策の充実を図っている。

図-22 暴力団対策の進展



また、暴力団に対する民事訴訟については、昭和60年代前半、不法行為の実行行為者に対する損害賠償請求訴訟や暴力団事務所の撤去訴訟という形で提起され、以後、民法第715条（使用者責任）に基づく暴力団の組長への損害賠償請求訴訟の形をとるようになってきたが、経済的被害の回復に資する観点と暴力団から資金をばく奪して経済的打撃を与える観点から、警察では、暴力団対策の一手法としてこれを積極的に支援することとしている。また、大規模な暴力団に対する民事訴訟が円滑に進むよう、平成16年4月に暴力団対策法を改正し、指定暴力団に係る対立抗争又は内部抗争により被害が生じた場合に指定暴力団の代表者等が無過失損害賠償責任を負うこととする規定を設けるといった立法的支援が進められたことに加え、同年11月、最高裁判決が対立抗争時の山口組傘下組織構成員による殺傷行為について山口組組長の使用者責任を認めたことにより、最近では指定暴力団に係る対立抗争の著しい減少という効果が生じている。

## (2) 各種業及び公共工事等からの暴力団排除

警察では、暴力団の資金源を遮断し、業の健全化を図るため、国及び地方公共団体と連携して、産業廃棄物処理業、貸金業、建設業等の各種業からの暴力団排除活動を推進している。また、国及び地方公共団体と連携して、公共工事の請負業者から暴力団関係企業を排除するための、いわゆる暴力団排除要綱、条例等（以下「暴力団排除要綱等」という。）を整備するなどして、公共事業からの暴力団排除活動を推進している。さらに、近年、各種業法や規制改革等により新たに成立した法律の中に、各種業等から暴力団や暴力団関係企業等を排除するための、いわゆる暴力団排除条項を整備している。

**事例1** 平成18年9月、山口組傘下組織関係企業（建設業）2社に対する建設業法違反（虚偽記載）を検挙し、これを受けて国、県等が同2社を指名停止にするとともに、建設業許可を取り消した（兵庫）。

**事例2** 18年4月、山口組傘下組織の親睦グループほくに属する産業廃棄物収集運搬会社が、顧問料の名目等で、同傘下組織に資金を提供していた事実等を県に通報し、県が同社の産業廃棄物処理業の許可を取り消した（和歌山）。

**事例3** 18年1月、稲川会傘下組織関係建設業者を公共工事をめぐる談合事件により逮捕するとともに、同建設業者が同傘下組織に恒常的に資金を提供している事実を明らかにした。山梨県及び国土交通省関東地方整備局へ通報し、2月、山梨県が同社を2か月の指名停止処分、5月、国土交通省関東地方整備局が同社を指名排除処分とした（山梨）。

表-3 公共工事からの暴力団排除要綱等の整備状況（平成12～18年）

区分	年次	12	13	14	15	16	17	18
暴力団排除要綱等整備率		61.4%	63.4%	64.8%	70.1%	71.5%	86.0%	88.7%
整備した地方公共団体数		2,025	2,085	2,131	2,280	2,144	1,904	1,674
	都道府県	47	47	47	47	47	47	47
	市（区）	527	545	556	599	625	737	772
	町	1,216	1,245	1,261	1,347	1,209	933	718
	村	235	248	267	287	263	187	137
地方公共団体総数		3,299	3,288	3,287	3,251	2,997	2,213	1,887

注1：暴力団排除要綱等の整備率、整備した地方公共団体数等は、各年末における数値である。

2：近年、地方公共団体の合併が進んだことから、暴力団排除要綱等を整備した地方公共団体数も減少した。

表-4 法律における最近の暴力団排除条項の整備状況（平成16～18年）

法律名	法律番号
道路交通法の一部を改正する法律	平成16年法律第90号
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	平成16年法律第151号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律	平成17年法律第42号
構造改革特別区域法の一部を改正する法律	平成17年法律第57号
貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律	平成18年法律第115号
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	平成18年法律第49号
消費者契約法の一部を改正する法律	平成18年法律第56号
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	平成18年法律第51号
探偵業の業務の適正化に関する法律	平成18年法律第60号

## コラム 7 暴力団資金源等総合対策に係る省庁横断的な取組み

18年6月20日に開催された第7回犯罪対策閣僚会議・第3回青少年育成推進本部合同会議において、暴力団の資金獲得活動の巧妙化、暴力団の存在を許容又は利用する土壌の存在等の課題に的確に対処し、社会から暴力団を確実に排除するため、犯罪対策閣僚会議に、関係省庁から成るワーキングチームを設置し、関係省庁が連携して、暴力団の資金源等に対する効果的な対策を検討することとされた。

その方針を受けて、7月21日、暴力団資金源等総合対策ワーキングチームが設置された。同ワーキングチームは、内閣官房内閣審議官を議長とし、関係省庁の課長級職員を構成員とするもので、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を踏まえ、暴力団犯罪等から経済や社会を防護するため、関係省庁が連携し、①公共事業からの暴力団排除、②企業活動からの暴力団排除、③組織犯罪資金のはく奪等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討することとされた。

12月19日に開催された第8回犯罪対策閣僚会議において、同ワーキングチームから公共事業からの暴力団排除の検討状況について報告がなされた。

図-23 公共事業からの暴力団排除の検討状況

暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム  
平成18年6月20日 第7回犯罪対策閣僚会議において設置指示  
平成18年7月21日 関係省庁申合せ

### 1. 基本的な考え方

公共事業から暴力団を排除する意義

- ① 自由で公正な社会の実現
- ② 発注者や受注者の安全確保
- ③ 公共資金の暴力団への流出防止
- ④ 暴力団の資金源の遮断

### 2. 現状認識

暴力団による公共工事への介入の具体的な態様として次のような例が見られる。

- ア 暴力団員が、発注者等から施工方法等に因縁を付け地元対策費等の名目で金銭を喝取する。
- イ 暴力団に資金提供等を行っている暴力団関係企業が、公共工事の受注や下請参入等を行う。
- ウ 談合に応じない者に対し暴力団員が圧力を加えたり、談合を容認する見返りとして暴力団が請負金額の一定割合を上納させる。

### 3. 対策

このような現状認識の下、国土交通省や一部の地方公共団体において既に取り組まれている施策を、あらゆる公共工事に拡大することが暴力団排除対策を推進する上で有効であることから、当面進めるべき施策として、以下のとおり取りまとめた。

#### (1) 政府の取組み

政府において、以下の取組みを進めるものとする。

- ① 公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化  
各省庁は、その発注する公共工事について、暴力団関係業者等の排除対象を明確化するとともに、警察からの排除要請等の手続について、警察との連携を強化する。
- ② 暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入  
各省庁は、公共工事の受注業者に対して、暴力団員等による不当介入がなされた場合に、当該事実の警察への通報及び発注者への報告を義務付けるとともに、それらの義務を怠った場合にはペナルティ措置を講ずる仕組みを導入する。また、警察においては、通報を受理した場合には、迅速かつ確実な取締りや万全な保護対策等の徹底を図る。

#### (2) 独立行政法人等の取組みの促進

独立行政法人等の国の関係機関においても、上記(1)と同様の取組みが講じられるよう関係省庁は所要の指導、要請等を行うものとする。

#### (3) 地方公共団体の取組みの促進

地方公共団体においても、できる限り上記(1)と同様の取組みが講じられるよう、国は地方公共団体と連携を強化するものとする。

### 4. 今後の方針

- (1) フォロワーアップ：各省庁の取組みの実施状況等をフォローアップする。
- (2) 継続的検討：公共事業から暴力団を排除するための施策について、引き続き幅広く検討する。

### (3) 証券取引からの暴力団等排除の推進

暴力団等が証券市場に介入し、資金獲得活動の場としている状況がうかがわれることから、警察では、証券取引に介入する暴力団等の違法又は不当な行為の防止を図り、健全で公正な証券市場の構築に寄与するため、東京証券取引所や日本証券業協会を始めとする証券関係者との連携を強化している。

18年11月、日本証券業協会は、警察庁を始めとする関係機関と共に証券保安連絡会を設立し、反社会的勢力に関する情報の集約・共有を行う不当要求情報管理機関（仮称）の設置、反社会的勢力排除に向けた体制整備のための実効的対策等を検討することとしている。

また、18年12月、東京証券取引所は、警察庁及び警視庁と共に東京証券取引所の市場における反社会的勢力排除対策連絡協議会を設立し、今後、情報交換を強化するほか、警察又は東京証券取引所の部内研修へ講師を相互に派遣するなどして、連携を強化することとしている。



東京証券取引所の市場における反社会的勢力排除対策連絡協議会 第1回総会（平成18年12月）

### (4) 行政対象暴力対策の充実

警察庁では、行政対象暴力について、平成14年11月、実態把握の強化、行政機関との連携の強化、取締り等の強化等を柱とする行政対象暴力対策の推進を都道府県警察に指示するとともに、15年以降、国・地方公共団体の行政機関に対するアンケート調査の実施、関係省庁等連絡会議の開催等を行ってきた。今後も、これら施策を継続するとともに、次の施策を推進するなどして、行政対象暴力対策の充実を図ることとしている（129頁参照）。

#### ① コンプライアンス（法令遵守）条例等の制定の推進

警察では、全国の地方公共団体に対し、行政対象暴力に対する組織的な対応を規定するいわゆるコンプライアンス条例、要綱等（以下「コンプライアンス条例等」という。）を制定するよう働き掛けを行っている。

表-5 コンプライアンス条例等の制定状況（平成14～18年）

区分	年次	14	15	16	17	18
コンプライアンス条例等制定率		4.0%	27.3%	72.6%	87.9%	95.6%
制定した地方公共団体数		132	886	2,177	1,946	1,804
	都道府県	25	14	28	36	37
	市（区）	27	215	535	678	761
	町	73	539	1,275	1,010	824
	村	7	118	339	222	182
地方公共団体総数		3,287	3,251	2,997	2,213	1,887

注1：コンプライアンス条例等の制定率、制定した地方公共団体数等は、各年末における数値である。

注2：近年、地方公共団体の合併が進んだことから、コンプライアンス条例等を制定した地方公共団体数も減少した。

#### ② 高速道路事業からの暴力団排除の推進

警察では、高速道路事業及び関連事業に関する不当要求行為等を排除するため、高速道路株式会社（東日本、中日本）と協議を行い、同社の支社ごとに暴力団排除のための協議会を設立するなど、高速道路事業からの暴力団排除を推進している。18年末現在、東日本高速道路株式会社の4支社中3支社及び中日本高速道路株式会社の4支社中3支社で協議会が設立されている。

### ③ 機関誌購読拒否運動の推進

暴力団や社会運動等標ぼうゴロが機関誌購読名目で各種事業所や行政機関に対して不当要求行為を行い、資金を獲得する例が全国で多くみられることから、12年に福井市が弁護士に委任して購読拒否通知文を發出し始めたことを契機として、福井県内の他の地方公共団体にも同様の拒否運動が広がった。以後、宮崎県、山梨県、高知県及び三重県において、警察、都道府県暴力追放運動推進センター及び弁護士会が連携し、市町村の首長や民間企業から委任を受けて一斉に購読拒否通知を送付し、関係を遮断する運動が展開されている。

## (5) 新たな分野における暴力団排除活動の推進

### ① 公営住宅等からの暴力団排除の推進

独立行政法人都市再生機構が、住民の安全を確保するため、同機構賃貸住宅の賃貸借契約書に暴力団排除条項を盛り込むこととしたことを受け、平成18年11月、警察庁では、関係都道府県警察に対し、同機構との連絡協議会の設置、所要の情報提供等を指示し、同機構賃貸住宅からの暴力団排除を推進している。

また、暴力団による公営住宅への入居が住民の安全を脅かすほか、低額所得者に低廉な家賃で住宅を供給するという公営住宅制度の信頼を揺るがすといった問題があるため、国土交通省が、公営住宅における暴力団排除に関する基本方針を各都道府県に示したことを受け、19年6月、警察庁では、各都道府県警察に対し、住宅管理条例に暴力団排除条項を盛り込むことの各地方公共団体への積極的な働き掛け、所要の情報提供等を指示し、公営住宅からの暴力団排除を推進している。

### ② 生活保護の不正受給対策の推進

暴力団による生活保護費の不正受給事案に適切に対処するため、厚生労働省が、生活保護からの暴力団排除に関する基本方針を各地方公共団体に示したことを受け、18年3月、警察庁では、各都道府県警察に対し、福祉事務所等生活保護実施機関との連絡協議会の設置、所要の情報提供等を指示し、生活保護からの暴力団排除を推進している。

### ③ プロ野球球場等からの暴力団排除の推進

日本プロフェッショナル野球組織、セントラル野球連盟、パシフィック野球連盟及び各球団が、18年2月から、入場券販売及び入場の拒否事由、観戦の際の禁止行為、球団による応援団の許可等について規定した試合観戦契約約款や、応援団の許可基準及び手続について規定した特別応援許可規定を施行するなど、プロ野球球場からの暴力団排除に向けた取組みを進展させていることから、警察では、連絡協議会の設置、研修への講師派遣等を行い、プロスポーツからの暴力団排除を推進している。

## (6) 暴力団構成員の社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅させるためには、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要であることから、警察では、都道府県暴力追放運動推進センター、関係行政機関等と連携して、全国に社会復帰対策協議会を設立するとともに、暴力団から離脱しようとする者に対して個別に指導・助言を行うなどしている。

表-6 組織離脱者の状況（平成9～18年）

年次	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
区分										
離脱者数(人)	520	570	520	540	690	640	580	590	580	500

注：離脱者数は、概数である。

## 2 犯罪収益移転防止対策の推進

暴力団に対する資金源対策を確固たるものとする上では、犯罪収益の隠匿や収受を規制することに加え、その移転を防止する対策を的確に講ずることにより、マネー・ロンダリング対策の強化を推進することが重要である。

### (1) マネー・ローンダリング行為を防ぐための国際的な取組み

マネー・ローンダリング行為（12頁参照）は、相対的に規制の緩い国で行われる傾向にあることから、これを防止するためには、国際的な枠組みの下、各国が連携して対策を採る必要がある。

金融活動作業部会（F A T F）<sup>(注1)</sup>は、マネー・ローンダリング対策に関する国際協力を推進するため、1989年（平成元年）のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設置された政府間会合であり、2007年（19年）4月現在、我が国を含む31の国・地域及び2国際機関が参加している。F A T Fは、1990年（2年）、法執行、刑事司法及び金融規制の分野において各国がとるべきマネー・ローンダリング対策を示した「40の勧告」を策定し、1996年（8年）には、マネー・ローンダリング行為の前提犯罪を拡大するなどの改訂を行い、顧客の本人確認、金融機関への疑わしい取引の届出の義務付け等を提言した。また、2001年（13年）、米国同時多発テロ事件発生を受けてF A T Fの対象分野にテロ資金対策も含めることとし、テロ資金供与に関する「8の特別勧告」<sup>(注2)</sup>を策定した。さらに、2003年（15年）、マネー・ローンダリング行為が巧妙化したことなどから、指定非金融機関や職業専門家への対象の拡大等を内容とする「40の勧告」の再改訂を行った。

アジア太平洋地域においては、1997年（9年）、タイで開催されたF A T F第4回アジア・太平洋マネー・ローンダリング・シンポジウムにおいて、アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（A P G）<sup>(注3)</sup>の設置が決定された。2007年（19年）4月現在、A P Gは、32の国・地域により構成されている。

我が国は、F A T F及びA P Gのいずれについても、設立当時から加盟し、とりわけ10年7月から11年6月にかけてF A T Fの議長国を務め、また、16年7月から18年6月にかけてオーストラリアと共にA P Gの共同議長国を務めるなど、F A T FやA P Gにおけるマネー・ローンダリング対策のための国際的基準の策定、普及等に積極的に参画しており、警察庁も、これらに係る会議や協議に貢献している。



COPYRIGHT/ COUNCIL OF EUROPE/OECD  
フランス・ストラスブールにおける  
F A T F全体会合（平成19年2月）

注1：Financial Action Task Force on Money Laundering

注2：2004年（16年）、キャッシュ・クーリエ（現金等支払手段の輸出入）に関する項目が追加され、現在は「9の特別勧告」となっている。

注3：Asia/Pacific Group on Money Laundering

## (2) これまでの我が国のマネー・ローンダリング対策

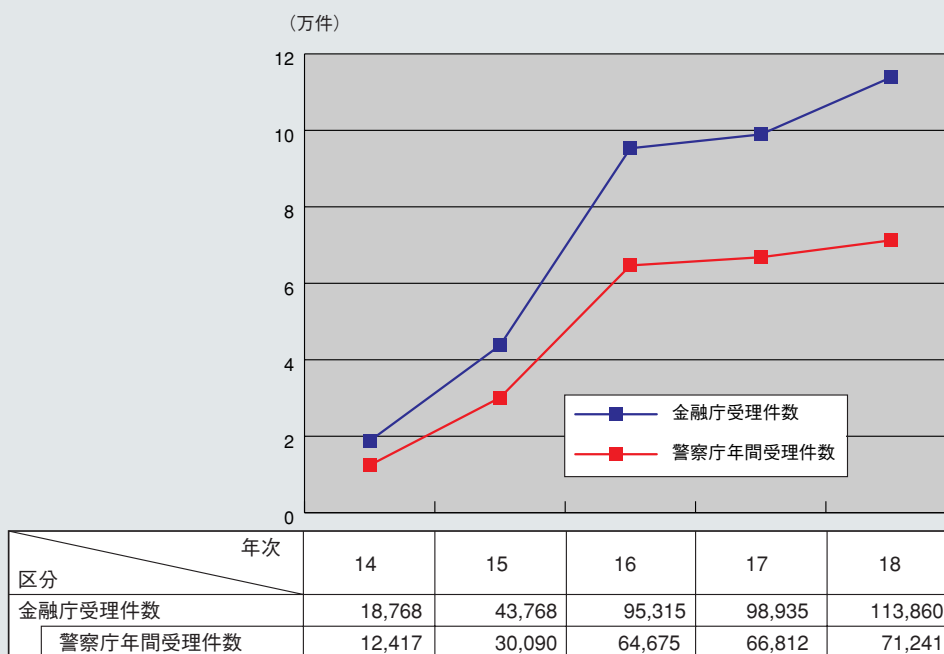
### ① 疑わしい取引の届出

疑わしい取引の届出は、マネー・ローンダリング行為に金融機関等における架空名義又は他人名義の口座が利用されたり、金融機関等を利用して送金されたりすることが多いことを踏まえ、あらかじめ定められた参考事例（ガイドライン）に照らして業務で收受した財産が犯罪収益である疑いがある場合に、金融機関等に疑わしい取引の届出を義務付ける制度である。

我が国では、平成4年の麻薬特例法の施行に伴い、金融機関に対し、薬物犯罪収益に関する疑わしい取引の届出制度が創設された。そして、1998年（10年）に開催されたバーミンガム・サミットにおいて各国における資金情報機関（F I U）<sup>(注)</sup>の設置について合意がなされたことを受けて、12年2月、疑わしい取引の届出の対象となる犯罪を薬物犯罪から一定の重大犯罪に拡大する組織的犯罪処罰法の施行と同時に、F I Uが金融庁に設置された。また、14年7月、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の施行に伴い、組織的犯罪処罰法が一部改正され、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても疑わしい取引の届出対象とされた。さらに、15年1月、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の施行に伴い、金融機関等に対し、顧客等の本人確認及び本人確認記録・取引記録の作成・保存が義務付けられた。

疑わしい取引の届出は年々増加しており、また、個別事件の直接的端緒としてだけでなく、犯罪被害財産の発見や、暴力団の資金源の把握に役立つなど、組織犯罪対策を推進する上で重要な情報源となっている。

図-24 疑わしい取引に関する情報の届出状況（平成14～18年）



注：Financial Intelligence Unit

## コラム 8 疑わしい取引の参考事例

金融機関等による届出が必要と考えられる疑わしい取引としては、次のようなものが考えられる。

### 第1 現金の使用形態に着目した事例

- 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金又は小切手による入出金の総額が多額なもの
- 顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引
- 多量の小額通貨により入金又は両替を行う取引
- 夜間金庫への多額の現金の預入れ又は急激な利用額の増加に係る取引

### 第2 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例

- 架空名義口座又は他人名義口座であるとの疑いが生じた口座を使用した取引
- 口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使用した取引
- 住所と異なる連絡先にキャッシュカード等の送付を希望する顧客又は通知を不要とする顧客に係る口座を使用した取引
- 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る口座を使用した取引

### 第3 口座の利用形態に着目した事例

- 多額の入出金が頻繁に行われる口座に係る取引
- 送金を行う直前に多額の入金が行われ、多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引
- 多数の者から頻繁に送金を受け、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う口座に係る取引
- 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引

### 第4 債券等の売買の形態に着目した事例

- 大量の債券、株券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引
- 本人が保有していることが疑われるほど大量な無記名証券又は他人名義株券に係る取引

### 第5 外国との取引に着目した事例

- 短期間のうちに頻繁に行われる外国送金で、送金総額が多額にわたる取引
- マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者との間で顧客が行う取引

### 第6 その他の事例

- 公務員や会社員によるその収入に見合わない高額な取引
- 複数人で同時に来店し、別々の店頭窓口担当者に多額の現金取引等を依頼する顧客に係る取引
- 届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引
- 暴力団構成員、暴力団関係者等に係る取引



## ② 起訴前の犯罪収益等の没収保全

没収すべき犯罪収益等が隠匿等され、没収できなくなる危険を回避するため、組織的犯罪処罰法又は麻薬特例法に基づき、起訴前においても、検察官又は司法警察員の請求を受け、裁判官の命令によりその処分を禁止することができる。18年中における起訴前の没収保全命令は、組織的犯罪処罰法で9件（前年比1件（12.5%）増）、麻薬特例法で3件（前年比5件（62.5%）減）発出されている。

表-7 起訴前の没収保全命令状況（平成14～18年）

区分 \ 年次	14	15	16	17	18
組織的犯罪処罰法（件）	5 (4)	7 (3)	7 (5)	8 (0)	9 (3)
麻薬特例法	7 (3)	8 (2)	5 (2)	8 (5)	3 (2)

注：（ ）内は、暴力団構成員等に係るものを示す。（警察庁把握分）

## コラム 9 犯罪被害財産の回復に向けた組織的犯罪処罰法の改正等

これまで、犯罪収益が被害者から犯人に財産や価値が移転することによって生じた場合には、被害者への被害回復を優先させるために没収・追徴を控えるべきとの趣旨から、組織的犯罪処罰法第13条第2項及び第16条第1項ただし書において、犯罪収益等の没収・追徴が禁止されていた。しかし、現実には、犯罪行為が組織的な態様で行われたり、犯罪被害財産がマネー・ローンダリングされたりした場合、被害者による犯罪被害財産の追及は困難であり、結果として、犯人からの犯罪収益のはく奪が行われないケースが生じていた。

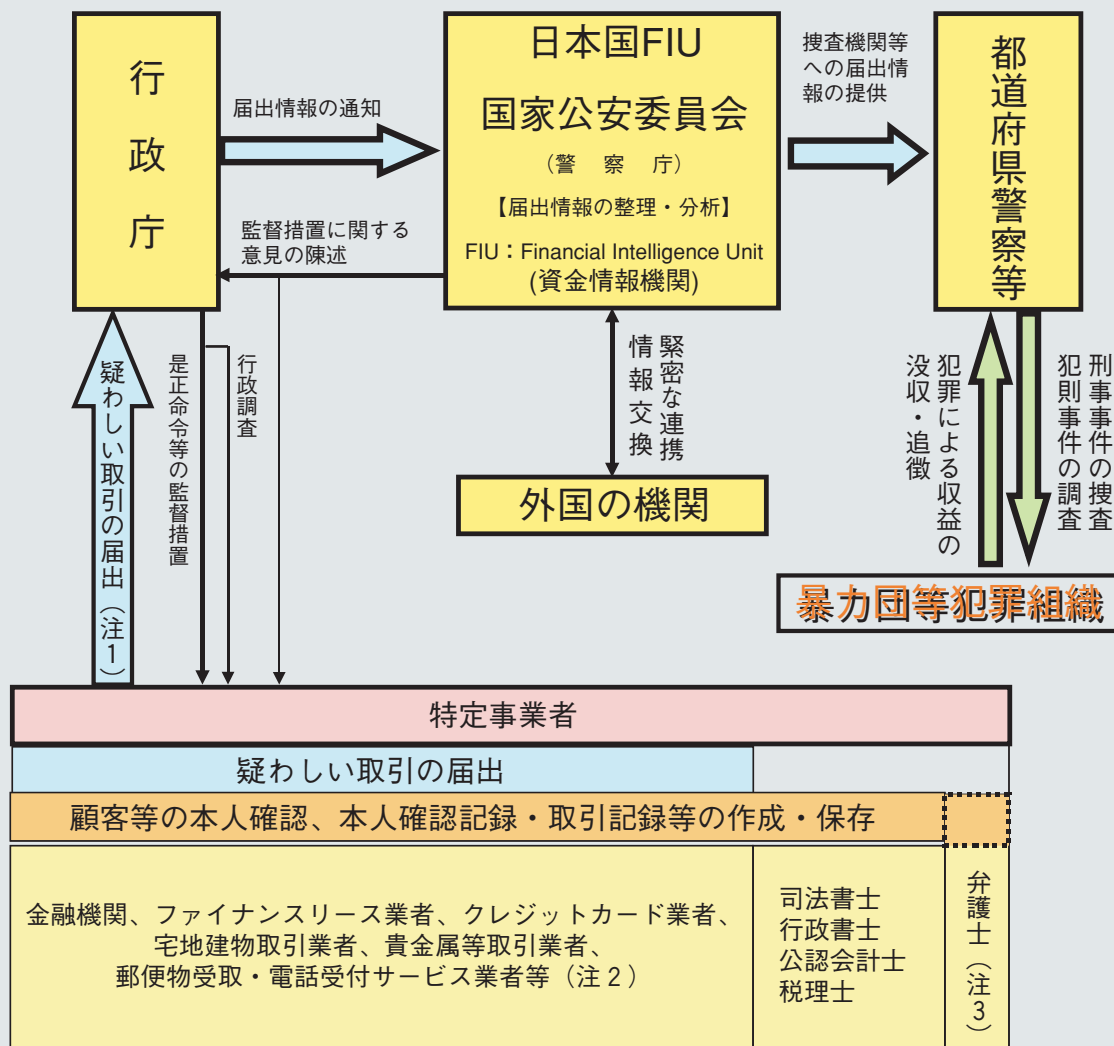
このような状況に対応するため、18年12月に組織的犯罪処罰法の一部を改正する法律が施行され、改正後の組織的犯罪処罰法第13条第3項及び第16条第2項の規定により、振り込め詐欺やヤミ金融事犯に由来する犯罪被害財産の没収・追徴が可能となり、また、同時に施行された犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律により、犯罪被害財産を原資として被害者に給付することが可能となった。

## （3）犯罪収益移転防止法の制定

近年、金融機関以外の事業者がマネー・ローンダリング行為に利用されるなど、マネー・ローンダリング行為の手口が複雑かつ巧妙化していることから、疑わしい取引の届出の対象となる事業者を不動産業者、貴金属、宝石等取扱業者等の非金融機関や、弁護士、会計士等の職業専門家に拡大するなど、その対策を抜本的に強化する必要があった。そこで、平成16年12月、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、F A T F「40の勧告」の実施を盛り込んだ「テロの未然防止に関する行動計画」を決定し、17年11月には、警察庁が同勧告を実施するための法律案を作成することなどが決定された。これを受けて、警察庁は関係省庁と協力して、法律を策定し、19年3月、第166回通常国会において成立し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）として、その一部が同年4月1日から施行された。

犯罪収益移転防止法では、顧客等の本人確認、本人確認記録・取引記録等の作成・保存及び疑わしい取引の届出等を行う特定事業者<sup>(注)</sup>が拡大されたほか、国家公安委員会が特定事業者への情報提供その他の援助等を行うとともに、金融庁に代わり、我が国のF I Uとして疑わしい取引に関する情報の分析、分析結果の捜査機関、外国F I U等への提供を行うこととなった。

図-25 犯罪収益移転防止法の概要



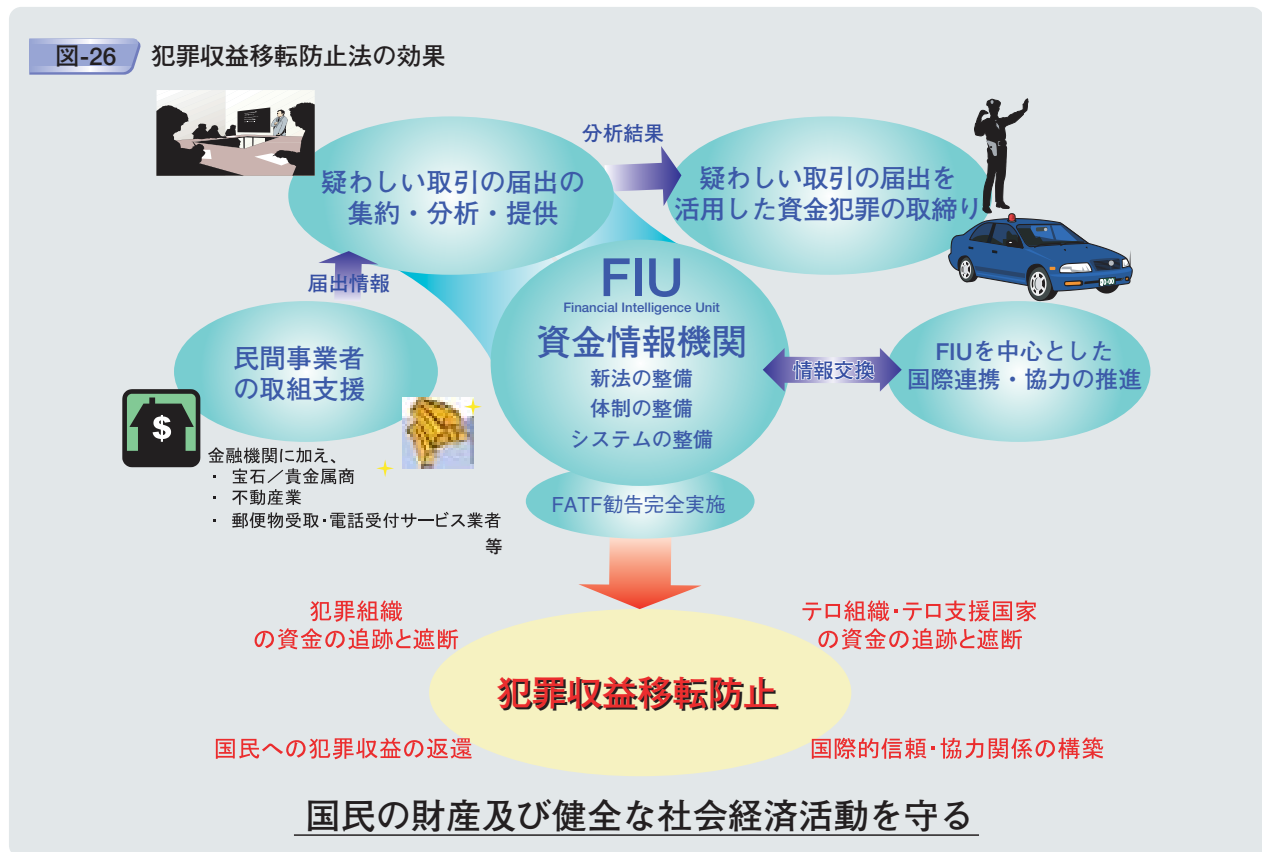
- 注1：弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等は、疑わしい取引の届出義務の対象外である。  
 注2：金融機関以外の特定事業者については、平成19年3月31日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、疑わしい取引の届出義務が課される。  
 注3：弁護士による本人確認、本人確認記録・取引記録等の作成・保存に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士等の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定める。

注：金融機関、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等

#### (4) 警察における体制の整備

犯罪収益移転防止法の施行に関連して、警察庁においては、長官官房に犯罪収益対策を担当する審議官が、また、刑事局組織犯罪対策部に犯罪収益移転防止管理官が設置された。

犯罪収益移転防止管理官は、金融機関等が届け出た疑わしい取引に関する情報を様々な角度から分析し、捜査機関に捜査の端緒となるべき情報を提供するとともに、疑わしい取引の届出の目安となるガイドラインの作成について所管省庁・業界との連携を図るなど、疑わしい取引の届出制度の適切な運用に努めている。また、犯罪による収益の移転防止の重要性について広報活動等により国民の理解を深めるよう努めるとともに、外国F I U等との協力を通じ、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策における国際的な連携を強化している。



#### (5) 戦略的な犯罪収益の移転防止対策

警察では、全国の都道府県警察が一体となって効果的な犯罪収益対策を推進するため、平成19年4月に警察庁が策定した犯罪収益対策推進要綱に基づき、犯罪による収益の移転防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロ資金供与の防止等を図ることを目的とし、

- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する特定事業者の自主的な取組み及び国民の理解の促進
  - ・ 犯罪による収益に関する情報の分析及び活用
  - ・ 犯罪収益関連犯罪<sup>(注)</sup>の取締り及び犯罪による収益のはく奪
  - ・ 犯罪収益対策に関する国際的な連携
- 等を推進している。

注：犯罪収益移転防止法第11条第1項に規定する罪

### 3 暴力団のいない安全・安心な社会を目指して

暴力団を始めとする犯罪組織から、国民や企業を守り、安全で安心な社会を実現することは、政府にとって重要な課題であり、警察では、戦後一貫して暴力団の壊滅を目指した強力な取締りを継続してきた。また、平成4年の暴力団対策法施行後、暴力団の不当要求行為による資金獲得活動を中止命令や再発防止命令の発出により速やかに阻止することが可能となったことに加え、全都道府県に暴力追放運動推進センターが設立されるなど我が国で暴力団排除活動が活発化し、暴力団の社会からの孤立化が進んだことなどを踏まえると、暴力団の取締り、暴力団排除活動の推進、暴力団対策法の運用という三本柱による警察の暴力団対策は、暴力団に対して一定の成果を挙げていると評価できると思われる。

しかしながら、今なお、暴力団は、様々な資金獲得活動を継続している。18年中の伝統的資金獲得活動に係る暴力団構成員等の検挙人数が9,412人、暴力的要求行為に係る中止命令件数が1,618件であり、警察が把握していない暴力団の資金獲得活動の被害者が存在している可能性を考慮すれば、いまだに相当数の国民が暴力団への恐怖と不安に苦悩し、実際に財産を奪われる被害に遭い続けていると考えられる。国民の安全と安心を守る警察として、違法行為や不当要求行為による資金獲得活動を社会から完全に一掃するための努力を加速させる必要がある。

また、暴力団が暴力団対策法の規制を逃れるために企業活動への進出を企ててきたこともあり、現在では、資金獲得活動を著しく不透明化させた暴力団が出現している。これを放置すれば、暴力団が、獲得した資金を元手として資金に窮する他の暴力団を吸収して勢力を拡大し、我が国の各界各層に対する影響力を増大させるおそれがあるほか、公正であるべき我が国の経済社会の仕組みを歪め、国民の経済活動を犠牲として肥大化するおそれがあることから、警察では、諸外国の法制度も参考にしながら、不透明化した資金獲得活動への対策を全力を挙げて講ずる必要がある。

こうした認識の下、暴力団のいない安全・安心な社会を目指す上での今後の課題を述べる。

#### (1) 違法な資金獲得活動の取締りの徹底

警察では、引き続き、縄張内等で行われる伝統的資金獲得活動等の明らかに違法な行為に注意を払い、確実に検挙する必要がある。また、コントロールド・デリバリーや通信傍受といった捜査手法も活用しつつ、覚せい剤密売、ヤミ金融、振り込め詐欺等の組織的犯罪への関与に対する警戒を強化し、来日外国人犯罪組織の資金獲得活動についても暴力団との関係に留意しつつ検挙に努める必要がある。その上で、組織的犯罪処罰法又は麻薬特例法に定めるマネー・ローンダリング事犯の検挙も併せて行い、金額の多寡にかかわらず犯罪収益等のはく奪を徹底して行うことが必要である。

#### (2) 不当要求行為による資金獲得活動への対策の推進

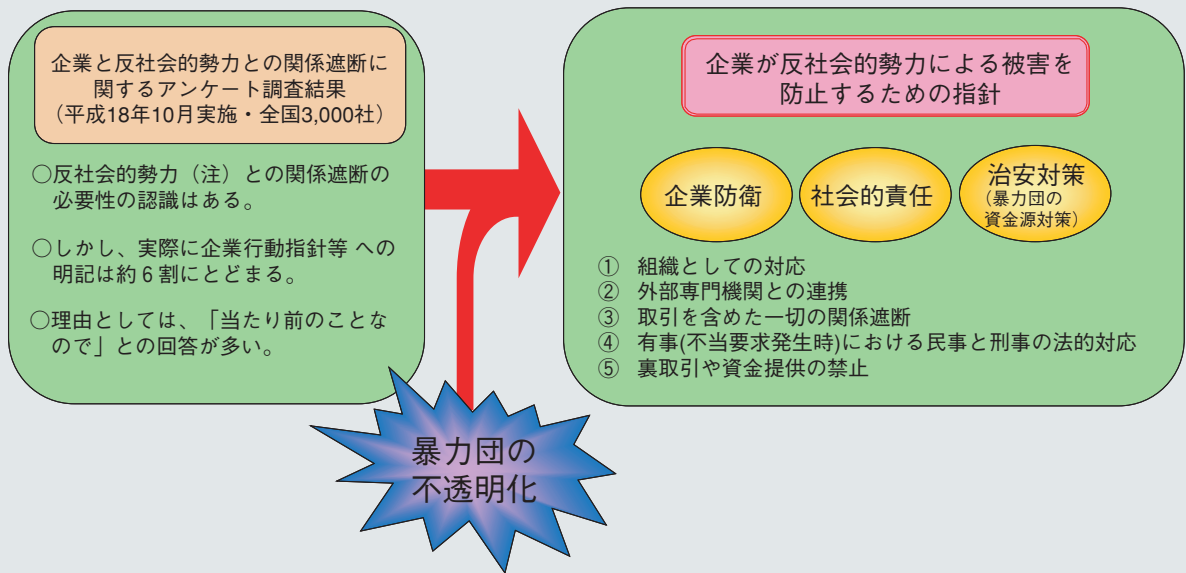
警察や都道府県暴力追放運動推進センターが積極的に支援を行い、地区内の飲食店や風俗営業を営む者の大多数の意見を統一した上でのみかじめ料支払い拒否運動（104頁参照）のような地域、業界等を単位とした暴力団排除活動を一層推進することにより、暴力団に対し、不当要求行為には絶対にひるまず、応じないという社会的メッセージを繰り返し強く打ち出すとともに、そのようなメッセージが社会全体の共通認識となるまで、暴力団排除活動の活発化を徹底して行う必要がある。

また、警察が暴力団の不当要求行為を確実に把握し、暴力団対策法に基づく中止命令や再発防止命令を積極的に発出することができる環境を一層整備するために、被害者等への保護対策の徹底を図ることはもとより、警察からあらゆる職域や地域に更に積極的に講習会に出向くなどして、不当

要求行為に関する正しい知識が社会全体に周知され、突然に暴力団の不当要求行為を受けたとしても、すべての国民が無用に恐れず、警察、都道府県暴力追放運動推進センター、弁護士会等と協力し、冷静に対応できる社会の実現に向けて努める必要がある。

さらに、我が国の社会になお存在する暴力団の存在を許容する風潮を一掃すべく、暴力団に積極的に資金を提供することはもとより、不当要求行為に屈すること自体が暴力団を肥え太らせ、暴力団による更なる卑劣な犯罪を惹起するなど、社会悪であるという社会規範の構築に向けて取組みを強化する必要がある。そのため、19年7月に開催された第9回犯罪対策閣僚会議において、暴力団等に対し資金提供を絶対に行わないことなどを内容とする企業のための指針が報告され、同指針を普及促進する旨の申合せがなされたことから今後、警察では、率先してその普及を図ることとしている。

図-27 企業における暴力団等排除の推進方策



注：指針においては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人を「反社会的勢力」と呼称している。

### (3) 不透明化した資金獲得活動への社会全体での対策の推進

暴力団関係企業の利用、暴力団と共生する者の存在、マネー・ローンダリング行為等により不透明化した資金獲得活動を、従来の捜査手法や暴力団対策法に基づく中止命令等によって阻止することが困難になりつつあることは事実である。しかし、視点を変えれば、これまでの警察による取締りや各種対策により、暴力と威力を直接行使することができる領域が狭められ、暴力団が暴力と威力をあからさまに行使することが難しい分野において資金獲得活動を行わざるを得なくなったとみられることもできる。

今後は、警察以外の関係機関や一般企業との連携・協力を進め、暴力団があらゆる経済活動から排除される仕組みを社会全体で構築する必要がある。

暴力団関係企業については、前述した企業のための指針の普及等を通じて一般企業側の自覚を高め、あらゆる一般企業との関係の遮断を図る必要がある。あわせて、暴力団関係企業があらゆる業種で活動できなくなるよう、省庁横断的な枠組みを活用して、官民の連携の下、いわゆる暴力団排除条項等の暴力団排除のための規範を法律等において整備し、これが活用されるような環境を作ることも必要である。

また、暴力団と共生する者については、その存在の解消が暴力団の資金源対策の成否を左右する鍵であるとの認識の下、その実態解明が図られるよう、関係機関との情報交換や情報共有が積極的に推進される必要がある。

さらに、暴力団によるマネー・ロンダリング行為については、犯罪収益移転防止法の制定・施行により、一般企業等からの疑わしい取引に関する情報の届出が増加し、マネー・ロンダリング行為に関する情報の収集・分析が一層充実する利点を最大限いかし、暴力団、暴力団関係企業、暴力団と共生する者等との間における資金の流れを徹底的に解明し、あらゆる法令を駆使して検挙する必要がある。この際、不透明化した資金獲得活動により得られた資金ほど組織中枢へと直接的に流れ込む傾向にあると考えられること、資金獲得活動と一見無関係と思われる活動も最終的には組織中枢の資金獲得活動を強化することなどを踏まえ、できる限り首領や幹部を組織的犯罪処罰法又は麻薬特例法違反で検挙し、犯罪収益等の没収・追徴を行うほか、税務当局と連携し、徹底的な課税を行う必要がある。

加えて、暴力団の壊滅・弱体化を徹底するため、刑事責任の追及以外に組織中枢へ経済的打撃を与え、資金獲得のための組織維持を無意味とする制度について検討を進めていく必要がある。

我々は、戦後60年以上をかけて、暴力団の存在基盤の壊滅に努め、暴力団を追い詰めてきたことを忘れてはならない。今こそ、暴力団の資金獲得活動への対策を我が国の社会全体で加速し、暴力団のいない安全・安心な社会を実現する必要がある。